

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	漁場内の岩礁破碎等の許可			根拠条項	第45条第1項		
審査基準	<p>共同漁業権漁場内における岩礁破碎又は土砂（岩石）採取は、許可しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 港湾工事又は漁港工事の施工者が航路浚渫又は泊地浚渫のため、漁業補償の措置を講じた上で岩礁破碎等を行う場合</p> <p>(2) (1) 以外の場合で、次の要件のすべてに該当する場合</p> <p>ア 前の年に、岩礁破碎等の許可を受け、採取実績のある砂利採取業者であること</p> <p>イ 採取区域は、前の年に許可を与えている共同漁業権漁場内で、申請した採取量が、前年の許可量を越えないこと</p> <p>ウ 沿岸漁業整備開発法に基づく特定水産動物育成水面の区域（予定区域を含む。）より1,000メートル以上離れていること</p> <p>エ 産卵場所や稚子の育成場等、水産資源の保護増殖に重要な役割を果たす区域を含んでいないこと</p> <p>オ 漁業者及び関係漁業者が採取について同意をしていること（漁業権を有する組合の総会において、3分の2以上の組合員の同意があること）</p> <p>カ 漁業権に対し、補償についての了解がなされていること</p> <p>キ 採取区域は、1漁業権に1区域（面積は100,000平方メートル以内、採取量は300,000立方メートル以内）であり、採取期間は1年以内であること（期間満了後の継続採取は、認めない。）</p> <p>ク 漁業調整、資源保護、その他の公益上特に支障がないと認められること</p> <p>砂利採取を行う場合には、この許可のほかに、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可を受ける必要があります。</p>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日